

答申の概要

1 審査会の結論

令和4年12月23日に市長より諮問を受けた事案番号17から19までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「○○地区の●●は叩き出すべき（○○は川崎市内の町名、●●は特定の民族に対する侮蔑的表現）」という趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

なお、当該投稿のように表現の内容が集団に属する本邦外出身者を対象としたものである場合に、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの基準については、条例の解釈指針に明記し、市民に明らかにすることが望ましい。

2 審査会の判断

（1）条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第1条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第17条第1項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定

している)を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

(2) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動(投稿)の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動(投稿)の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(3) 諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

事案番号17は、インターネット上の電子掲示板へ投稿した事案(以下、この投稿を「本件投稿」という。)、事案番号18は、他の電子掲示板へ本件投稿を転載した事案、事案番号19は、特定のウェブサイト(ブログサービスを利用して電子掲示板の投稿をまとめたサイト)へ本件投稿を更に転載した事案であり、いずれも条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)」に該当する。

本件投稿は、市内の特定の地区に居住する本邦外出身者の人々(集団)を対象としたものと明らかに認められる。そして、表現の内容が集団を対象としたものであっても、本件投稿のように、「〇〇区●●地区の△△人」の程度まで集団の規模が限定され、その構成員が特定されている場合には、対象とされた特定の集団に属する者の名誉感情等の人格権の侵害を認めることができる(「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者

検討会とりまとめ」(商事法務研究会) 79頁参照) ので、条例の趣旨である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえると、川崎市民である特定の個人の名誉感情等の人格権の侵害を認めることができる場合には、川崎市がその拡散を防止するための措置を講ずることが妥当であるから、本件投稿は、「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当すると認められる。

本件投稿は、本邦外出身者を著しく侮蔑し、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として地域社会から排除することを煽動するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、本件投稿及びこれを転載した行為は、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

(4) 表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号17から19までの投稿は、令和5年2月14日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号17から19までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

(5) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表するとともに、公表したものの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。